

## 別紙 2

## 農地法第4条および第5条の許可申請に必要な添付書類一覧表

番 号	添 付 書 類	摘 要
1	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	登記簿上の所有者と申請者が異なるときは、申請者が所有者であることを証する書面を添付すること。
2	実測図（求積図）	分筆登記をせずに一筆の一部を転用しようとするときに限り、添付すること。
3	位置図	縮尺1/50, 000ないし1/10, 000程度の地図に申請地を明示すること。また、図面には縮尺を明示すること。
4	付近図	付近の状況を表示する縮尺1/500ないし1/2, 000程度の地図（住宅地図等）に申請地を明示すること。また、図面には縮尺を明示すること。
5	地籍図	申請地および隣接地の地番、地目、現況、所有者名、耕作者名、方位を明示すること。
6	配置図	建物または施設の配置（隣地からの距離、施設の間隔距離等）を明示する図面 縮尺1/500程度
7	施設図（建物平面図）	申請地に設置する建物または施設の規模、構造を明示する図面 縮尺1/500程度 当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。
8	取水、排水計画図	建売分譲住宅、工場、商業施設等については、縮尺1/500程度の取水および排水に関する図面を添付すること。
9	資材置場・駐車場等事業計画書（様式4-8号）	転用目的が資材置場、駐車場など建築物等がないとき。
10	周辺農地への被害防除策を示した書面	申請地の周辺に農地がある場合、被害防除策を示した書面（様式第4-7号）を添付すること。
11	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内にあるとき。（意見を求めた日から30日を経過しても意見が得られないときは、その理由書）
12	地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者の同意書	申請に係る農地等につき地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面を添付すること。
13	地役権者、仮登記権者の同意書	地役権、仮登記権が設定されているときに限り、添付すること。
14	道路、水路の管理者の意見書	道路、水路を利用する場合で、施設の維持管理に著しい影響を及ぼすと認められる場合、当該施設の維持管理者の意見書を添付すること。
15	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面を添付すること。
16	資金計画書（様式第4-12号）	資金を要するすべての申請について添付すること。
17	融資証明書または残高証明書	資金を要するすべての申請について添付すること。（資金計画2,500万円以下の事業・個人住宅・植林等の場合は預金通帳等の写し（許可を申請する者の者に限る。）、融資を受ける個人住宅等の場合は金融機関等の書式による融資予定証明書等、を代替書類として添付可とする。 公的補助金等の場合は当該補助金等の交付決定通知書の写し等、公共事業の場合は予算書・議案書等の写しを添付する。）
18	法人の登記事項証明書	申請者が法人であるとき。（地縁団体の場合は、地縁団体台帳）
19	定款、寄付行為、規約または規則の写し	同上（原本と相違ない旨の証明を要する。）
20	許認可書（申請書）の写し	他法令で許認可および届出を要するものは、受付印のある申請書の写し等を添付すること。（例：都市計画法上の開発行為許可、砂利採取法上の砂利採取計画認可等）
21	委任状	行政書士による代理申請の場合は添付すること。（様式第1-9号）
22	その他参考資料	申請目的の実現が確実であることを証する書面（例：受付印のある国有財産売払申請書の写しまたは同申請書の提出に関する証明書の写し、宅建免許写し、砂利採取登録証明書写し等）、代替性を検討したことを示す図面および検討結果一覧表 等

添付書類名	審査上の留意点
1 土地の登記事項証明書	<p>(1) 申請者（譲渡人または貸人）と登記簿上の所有者の住所、氏名は一致しているか。</p> <p>① 異なるときは、住民票、戸籍の附票等本人と確認できる書面を添付する。</p> <p>② 相続手続きが完了していないときは、ア 相続関係説明図、イ 戸籍謄本、ウ 戸籍の附票または住民票、エ 他の相続人の同意書、遺産分割協議書または相続放棄書を添付する。</p> <p>(2) 発行日がおおむね申請前3か月以内のものが添付されているか。</p> <p>(3) 土地区画整理事業が施行中の農地の転用については、仮換地証明が添付されているか。</p>
2 実測図（求積図）	<p>(1) 分筆登記がなされていない農地の一筆の一部分を転用しようとするときは、求積図が添付されているか。</p> <p>① 求積図は、必ずしも土地家屋調査士が作成したものでなくてもよいが、正確な求積および位置等が確認できる図面を添付する。（登記の際、トラブルにならないよう特に注意すること。）</p> <p>② 求積図は、2部作成し、1部は許可書に添付する。</p>
3 位置図	縮尺1/50, 000ないし1/10, 000程度の地図上に申請地を明示した図面が添付されているか。
4 付近図	縮尺1/500ないし1/2, 000程度の地図上に申請地を明示した図面が添付されているか。 農地区分（甲種、第1種、第2種、第3種）が判断できる図面を添付する。
5 地籍図	<p>(1) 申請地および周囲の地番や現況等が確認できる図面が添付されているか。 隣接地の地目、現況、所有者名、耕作者名、方位を地籍図に記入する。</p> <p>(2) 申請地への進入路が確保されているか。</p> <p>(3) 申請地内にいわゆる赤道、青道等官地が含まれていないか。 含まれているときは、市町の受付印のある国有財産売却申請書の写しまたは同申請書の提出証明書もしくは県土木事務所の受付印のある公共財産用途廃止申請書の写し等を添付すること。</p>

添付書類名	審査上の留意点
6 配置図	<p>(1) 日照、通風、粉じん、騒音等で周辺農地に悪影響を及ぼさないよう配慮した配置となっているか。</p> <p>① 建物や施設の配置、隣地からの距離が確認できる図面を添付する。</p> <p>② 悪影響が出る可能性がある場合は、どのような被害防除策を取るのかを明らかにする。</p> <p>(2) 建売分譲住宅、工場、商業施設等にあつては、区画計画が確認できる図面が添付されているか。</p> <p>(3) 事業計画は農地のかい廃を最小限におさえているか。</p> <p>不必要な駐車場、資材置場等が含まれていないか。</p>
7 施設図（平面図）	<p>規模、構造等を明示した縮尺1／500程度の図面が添付されているか。</p>
8 取水排水計画図	<p>建売分譲住宅、工場、商業施設等にあつては、取水および排水計画が確認できる縮尺1／500程度の図面が添付されているか。</p>
9 資材置場・駐車場等 事業計画書	<p>(1) 申請者（貸資材置場等にあつては、その賃借人）が現在保有しているすべての資材置場または駐車場の利用状況、今後の利用見込みが記載されているか。</p> <p>(2) 今回新たに資材置場等を必要とする理由や当該地を必要とする理由、必要面積の根拠が明確に記載されているか。</p> <p>(3) 資材置場等の土地利用計画図が添付されており、土地の利用計画と整合しているか。</p>
10 周辺農地への被害防除 策を示した書面	<p>申請地の周囲に農地がある場合には、周辺農地への被害防除策を明らかにした書面が添付されているか。</p> <p>① 隣接農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼさないか。</p> <p>② 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないか。</p> <p>③ 申請者から被害防除策について書面が提出されたときは、農業委員会は調査を行い、当該被害防除策が講じられれば、周囲の営農に支障はない旨を農業委員会の意見書において明らかにすること。</p> <p>隣接農地の所有者および耕作者の同意書は、一律に添付させることのないよう特に留意すること。</p>

添付書類名	審 査 上 の 留 意 点
11 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内にあるときは、土地改良区の意見書が添付されているか。
12 地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者の同意書	申請に係る農地等につき地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面が添付されているか。
13 地役権者、仮登記権者の同意書	土地の登記事項証明書に地役権者または仮登記権者の記載があるときは、その者の同意書が添付されているか。仮登記権者の同意については、転用することについてまたは仮登記を抹消することについての同意とする。
14 道路、水路の管理者の意見書	<p>道路や水路を利用する場合で、施設の維持管理に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、その管理者の意見書が添付されているか。施設の維持管理に著しい影響を及ぼすと認められる場合とは、通常次のような場合をいい、一律的にこれらの意見書を添付させることのないように特に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請地への出入りのために水路をまたぐ橋を架ける必要がある場合</li> <li>② 申請地への出入口を確保するため、既設の道路等の一部を工事する必要がある場合</li> <li>③ 建売分譲住宅、工場等を建設する場合で、排水等を水路に放流する場合</li> </ul>
15 所有者の同意書	所有権以外の権限に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面が添付されているか。
16 資金計画書	事業計画からみて妥当な資金計画となっているか。(資金計画書は金額にかかわらず、添付するものとする。)
17 融資証明書または残高証明書	<p>(1) 金融機関等が証明する残高証明書、融資証明書等が添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転用目的が「資金計画 2,500 万円以下の事業、個人住宅や植林等、都市計画法の用途地域内にありかつ転用面積が 1,000 ㎡未満の場合」であって、残高証明書や融資証明書の添付が難しい場合は、預金通帳等の写し（許可を申請する者のものに限る。）の添付可</li> </ul>

添付書類名	審査上の留意点
18 法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人が農地を住宅等に転用する目的で金融機関等から融資を受ける場合であって、融資元の金融機関等から転用許可申請時に融資証明書の発行を受けることができない場合、代替書類（融資予定証明書等）の添付可</li> <li>(2) 数期にまたがる転用計画の場合にあっても、すべての計画を達成するのに必要な資金について、証明書等を添付すること。</li> <li>(3) 残高証明書または融資証明書ともに発行日がおおむね申請前1か月以内のものが添付されているか。</li> <li>(4) 公的な補助金等の場合は当該補助金等の交付決定通知書の写し等、公共事業の場合は予算書・議案書等の写しを添付する。</li> </ul> <p>申請者が法人であるときは法人の登記事項証明書が添付されているか。（地縁団体の場合は、地縁団体台帳）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書の申請者住所、氏名欄の法人名、法人の所在地が法人の登記事項証明書と合致しているか。</li> <li>② 事業計画が、その法人の目的に合致しているか。</li> </ul>
19 定款、寄付行為、規約 または規則の写し	<p>申請者が法人であるときは、定款等が添付されているか。（地縁団体の場合は、地縁団体の規約等）</p> <p>原本と相違ない旨の証明がなされていること。</p>
20 許認可書(申請書)等の 写し	<p>他の法令で許認可および届出を要するときは、その受付印のある申請書の写し等が添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市計画法による開発行為許可（市町の開発行為担当課受付印でも可）</li> <li>② 砂利採取法による砂利採取計画認可</li> <li>③ 福井県土採取規制条例による土採取計画認可</li> <li>④ 墓地、埋葬等に関する法律による墓地等経営許可 等</li> </ul>
21 その他参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請目的の実現が確実であることを証する次のような書面が添付されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 宅地建物取引業者免許証写し</li> <li>② 砂利採取業者登録証明写し</li> <li>③ 委託者との受託契約書の写し等（土地開発公社が土地収用該当施設用地等を取得しようとする場合）等</li> </ul> </li> <li>(2) 第1種農地等の不許可の例外として、農業従事者の雇用機会の増大に寄与する施設であることを挙げる場合は、申請者と地元自治体等との雇用協定または従業員の雇用計画が添付されているか。</li> </ul>

## 別紙2の添付書類以外に一時転用に必要な添付書類一覧表

## 1 2、3以外の一時転用

番	添付書類	摘 要
1	農地復元計画書	様式第4-13号または必要事項が定められている貸人と借人との間の契約書の写し

## 2 砂利採取を目的とする一時転用

番	添付書類	摘 要
1	埋戻しおよび農地復元誓約書	許可条件どおりに埋め戻すことおよび農地に復元することを誓約する書面を添付すること。原則として砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（福井県骨材工業組合等）との連名であるものとする。（様式第4-14号）
2	搬出、埋戻ルート図	申請地からプラントまでの搬出ルートおよび埋戻用の土砂採掘地から申請地までのルートを記載すること。
3	砂利採取法による採取計画認可申請書の写し	県土木事務所の受付印のあるもので、農地の復元に関する(埋戻)計画が定められているものを添付すること。
4	縦横断面図	申請地の砂利採取計画の縦横断面図（縮尺1/500ないし1/100の図面）
5	埋戻のための土砂が確保されていることを示す書面	採石権設定契約書の写し、土砂採掘地の登記事項証明書等
6	土砂採掘地の位置図	縮尺1/50,000ないし1/10,000の図面を添付すること。
7	土砂採掘地の地籍図	地番、方位を明示すること。

添付書類名	審 査 上 の 留 意 点
1 砂利採取法による採取計画認可申請書の写し	<p>(1) 隣地との保安距離、安全管理のための措置、地下水の浸出等への措置等が基準を満たしたものであるか。</p> <p>(2) 農地の復元に関する(埋戻)計画が定められており、転圧等の基準を満たしているか。</p> <p>(3) 採取計画は、砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（福井県骨材工業組合等）の保証がされたものであるか。（もしくは別途砂利採取業者と農地の所有者、復元の履行保証人との間で三者契約をしているか。）</p>
2 縦横断面図	<p>(1) 掘削深は通常10m以内であるか。</p> <p>ただし、ボーリング調査により、砂利層が10m以上確認されている場合には、最大15m以内の掘削も可能であるが、その場合には、ボーリング調査結果の写しを添付すること。</p> <p>(2) 掘削法面の勾配が明示されており、基準を満たしているか。</p>

3 福井県土採取規制条例に係る土採取を目的とする一時転用

番	添付書類	摘 要
1	埋戻しおよび農地復元誓約書	許可条件どおりに埋め戻すことを誓約する書面を添付すること。(様式第4-14号(その2)に準ずる。)
2	土の採取を行うことについての権原を有することを示す書類	土地の所有者との契約書の写し等を添付すること。
3	搬出、埋戻しルート図	申請地から搬出先までの搬出ルートおよび埋戻用の土砂採掘地から申請地までのルートを記載すること。
4	福井県土採取規制条例による土採取計画	県土木事務所の受付印のあるもので、農地の復元に関する(埋戻)計画が定められているものを添付すること。
5	縦横断面図	申請地の土採取計画の縦横断面図面(縮尺1/500ないし1/100の図面)
6	埋戻のための土砂が確保されていることを示す書面	陸掘りの場合、埋戻し土砂に関する契約書の写し、埋戻し土砂採掘地の登記事項証明書等
7	土採取地の位置図	縮尺1/50,000ないし1/10,000の図面を添付すること。
8	土採取地の地籍図	地番、方位を明示すること。
9	土砂の流出防止方法図、排出構造図等	土砂の流出防止方法図、排出構造図、土留構造図、搬出経路の補強、補修を示した図面等を添付すること。

添付書類名	審 査 上 の 留 意 点
1 福井県土採取規制条例による土採取計画認可申請書の写し	(1) 隣地との保安距離、安全管理のための措置、地下水の浸出等への措置等が基準を満たしたものであるか。 (2) 農地の復元に関する(埋戻)計画が定められており、転圧等の基準を満たしているか。
2 縦横断面図	陸掘りの場合の堀削深は通常5m以内であるか。 ただし、地下水の影響、保安距離等から判断して総合的に支障がない場合は、最大8m以内の堀削調査結果等の写しを添付すること。

